平成２８年（フ）第６７２号
北九州市八幡西区八枝１丁目４番５号（201号）、住民票上の住所北九州市八幡西区沖田５丁目21番43号
債務者　永友　正洋
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６１号
北九州市小倉北区寿山町１番３号
債務者　松本　欣伸
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６２号
北九州市小倉北区寿山町１番３号
債務者　松本美枝子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３号
北九州市門司区田野浦１丁目12番30号
債務者　前田由美子（旧姓此口）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一柳　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７２５号
北九州市小倉北区大門１丁目１番１―506号
債務者　中井　淳一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１号
北海道北見市公園町166番地29　ふれあい＠あったかホーム101号、前住所北海道北見市留辺蘂町松山84番地１
債務者　伊藤美江子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４７１号
埼玉県新座市東北１丁目９番13号　東北ハイム201号室、旧住所埼玉県新座市野火止六丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　菅野　栄一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１７号
埼玉県蓮田市大字南新宿1039番地12
債務者　水野　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６３号
埼玉県上尾市二ツ宮875番地11
債務者　中原　典子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７５号
埼玉県朝霞市溝沼３丁目１番10号、旧住所埼玉県新座市馬場４丁目６番35―106号
債務者　齋藤　裕一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７６号
埼玉県朝霞市溝沼３丁目１番10号、旧住所埼玉県新座市馬場４丁目６番35―106号
債務者　齋藤　　環（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９７号
埼玉県上尾市西宮下２丁目82番地２　上尾ハウス４―104、旧住所埼玉県上尾市大字大谷本郷876番地17
債務者　石川　昭和
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９８号
埼玉県上尾市西宮下２丁目82番地２　上尾ハウス４―104、旧住所埼玉県上尾市大字大谷本郷876番地17
債務者　石川　弘美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４２号
埼玉県新座市野火止３丁目16番51―504号
債務者　濱野　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５１号
埼玉県新座市栗原６丁目３番５号　銀東ハイツセカンド303号室
債務者　岡　　雅美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７２号
さいたま市南区大字大谷口1265番地
債務者　青木　　恵
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０４号
埼玉県北本市中央４丁目112番地　エリュシオンＭＩＫＵＮＩ201
債務者　福嶌せつ子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係